

現在の設置要綱における前回の国整備指針と異なる独自の要件 (東京都がん診療連携拠点病院)

- 第二回病院機能部会にて承認された、指定要件改正の基本的な考え方に
基づき、改正を行った。
 - ・原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

要件
A:必須

○国拠点病院の指定要件と異なる点については、以下のとおり

国拠点病院の要件 (平成30年7月31日施行)	要件	都拠点病院の 独自の指定要件 (令和元年8月30日施行)	要件
4 情報の収集提供体制			
(1)			
ア			
国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	A	国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。 【経過措置期間：1年間】	A